

改正

令和2年12月24日改正第127号

令和3年3月31日改正第68号

令和5年8月2日改正第179号

東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）における計画策定、政策提言及び意思決定の支援を行うインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「IR」とは、大学の教育研究及び学校運営等に資する政策提言機能の強化のため、学内及び学外の情報を収集及び分析し、必要な情報の活用に基づいた計画の立案並びに計画の進捗状況及び成果の評価を通じて、本学における継続的な改善活動を行うための意思決定の支援をいう。

(IR業務)

第3条 本学におけるIR業務は、次に掲げる業務のことをいう。

- (1) 大学の長期及び中期計画の評価に関する業務
- (2) 大学の評価、説明責任及び自己点検プロセスの調整並びにそれに必要な情報の提供に関する業務
- (3) 学生の意識調査、エンrollment・マネジメント等の学生支援に関する業務
- (4) 高等教育政策に関する情報の収集及び分析並びに高等教育政策関連テーマの研究に関する業務
- (5) IRに必要なデータベースの構築、管理及び運用に関する業務
- (6) 公的機関及び外部出版物に対する情報提供の支援に関する業務
- (7) 学内における情報の普及活動及び情報分析報告の支援に関する業務
- (8) 学内の各部署において作成され、又は作成されるべき統計及び分析資料の収集に関する業務
- (9) 前各号に掲げる業務のほか、情報の収集、分析及び提供を通じた政策提言、計画策定の促進

並びに意思決定の支援に関する一切の業務

2 前項に掲げる情報の収集、管理及び提供並びにデータベースの構築及び運用等は、別に定める細則による。

(委員会の設置)

第4条 本学におけるIR業務の推進のため、東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、第3条第1項に掲げるIR業務に関して必要な決定を行い、その結果に基づく報告及び政策提言を学長に対して行う。

2 委員会は、本学の関係部署に対し、IRのために必要な情報資産及び文書の提出を求めることができる。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 学部長及び教養教育センター長

(3) 学長室長

(4) 高等教育開発室長、高等教育開発室副室長及び高等教育開発室専任教員

(5) 学務部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、情報システム部長、総務部長及び研究支援部長

(6) 庶務部長、人事部長、財務部長及び施設部長

(7) 教育総合研究所長

(8) 学長室政策支援IR課の課長及び課員

2 委員会に委員長を置き、副学長(点検・評価担当)をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員会に副委員長を置き、副学長(学務担当)をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

6 委員長は、必要に応じて、委員以外の教職員を委員会に陪席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を設けることができる。

2 作業部会は、その活動状況について遅滞なく委員会に報告するものとする。

(委員会の定足数及び議決)

第8条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

2 委員会の議決は出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には委員長が決するところによる。

(学長の対応措置)

第9条 学長は、第5条第1項に基づき提出された報告及び政策提言に関しては、教学改革推進委員会その他当該事項を所管する審議機関の議を経て、適切な措置をとるものとする。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学長室政策支援 I R 課において処理する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成29(2017)年11月29日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日改正第127号)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正第68号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月2日改正第179号)

この規程は、2023年8月2日から施行し、2023年4月1日から適用する。